

## 第1回長野県環境審議会水資源保全地域指定専門委員会 議事録

- 日 時：平成25年12月12日（木）午後1時30分から午後3時まで
- 場 所：長野県庁 3階 特別会議室
- 出席委員：織英子委員、北原曜委員、平野秀樹委員、藤縄克之委員、林和弘委員、宮崎崇徳委員、富樫均委員
- 県出席者：山本環境部長、村田水大気環境課長、小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長、臼田水大気環境課課長補佐水源水道係長、小林森林政策課森林計画係長ほか4名

### 1 開会

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

水大気環境課課長補佐の小山でございます。

定刻でございますので、ただ今から、第1回長野県環境審議会水資源保全地域指定専門委員会を開会いたします。

最初に、この度の本審議会の委員の委嘱につきましてご報告いたします。本審議会の委員には、お手元にお配りいたしました委員名簿のとおりの7名の皆様に、本日付けで委嘱申し上げております。恐縮でございますけれども、お手元に委嘱状をお届けしてございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、環境部長の山本よりごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

【山本環境部長】

長野県環境部長の山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

長野県環境審議会水資源保全地域指定専門委員会の第1回会合の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

この専門委員会につきましては、去る11月19日、長野県豊かな水資源の保全に関する条例第9条第1項に規定する水資源保全地域の指定について、知事から環境審議会に諮問申し上げたところ、専門委員会を設けて調査及び検討すべきということで、今回組織することとなったものであります。

その組織に当たりましては、本年4月から6月にかけて水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定につきまして検討いただきました専門委員の皆様が適任であると考えまして、改めて専門委員としてご委嘱させていただくことといたしたところ、皆様におかれましては、ご多用中のところ快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。

今回、水資源保全地域の指定につきましてご議論していただきますのは、小海町長からの申出1件でございます。

今回の専門委員会の開催に当たり、事務局といたしましては現地調査を行い、参考となるデータを集めてまいりましたので、専門委員の皆様におかれましては、これらのデータを踏まえて、申出のありました区域の範囲、考え方などにつきまして、本年7月に策定いたしました基本指針に照らして適当であるか否か、適当でないとするばどのように考えるべきかといった観点から、ご議論していただいた上で、結論をまとめていただきたいと存じます。

水資源保全地域の指定につきましては、市町村長の申出によることを原則としており、各市町村にあっては地下水の取水に関する条例等の規制を有しないところ、水資源保全地域の指定申出に当たり、地元住民への説明等に時間をかけたいと希望するところがあり、現段階で次々と申出が行われるという状況にはごさいませんが、今後においても、指定の申出があれば、専門委員会で、ご議論していただくこととなります。委員の皆様方におかれましては、基本指針の策定に引き続きとなりますが、水資源保全地域の指定につきましても、よろしくご審議をいただきますようお願いをいたしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】**

本日は、初めて開催いたします専門委員会となりますので、途中まで事務局の水大気環境課長の村田が議事進行を務めさせていただきます。

### **3 議事**

#### **（1）専門委員会の運営について**

**【事務局（村田水大気環境課長）】**

水大気環境課長の村田でございます。よろしくお願いいたします。まず、本日の審議会でございますが、非公開情報は特段ありませんので、公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、本日の審議は公開にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

これより、次第に従いまして、議事に入ります。

《資料1について事務局（村田水大気環境課長）が説明》

#### **（2）委員長の選出について**

**【事務局（村田水大気環境課長）】**

委員長の選出でございますが、設置要綱第5条第1項の規定によりまして、「専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。」と定めておりますので、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

**【織委員】**

もともとの条例の発案者であり、一貫して中心的な役割を担ってきました平野秀樹委員に、是非お願いできればと思います。

**【事務局（村田水大気環境課長）】**

ただ今、織委員から、「平野委員に」というご発言がありました。いかがでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、平野委員に委員長をお願いすることに決定いたしました。どうぞ、議長席の方へお願いします。

〔平野委員長、議長席に移動〕

**【事務局（村田水大気環境課長）】**

それでは、平野委員長からごあいさつをお願いいたします。

**【平野委員長】**

東京財団の平野でございます。よろしくお願いいたします。この専門委員会は、第3弾と申しますか、条例を創設する、基本指針をまとめる、そして今回地域指定を行うということで、いよいよ条例の実施の本格化というステージに入ったわけでございます。

ここに至るまでの昨今の情勢を少しご説明申し上げます。条例レベルでは、11道県で始まり、6県で今検討されておりますので、年度末にはおそらくこのような取組を47都道府県のうち、17道県で始めているのではないかと考えております。国では、水循環基本法が前回の国会で廃案になってしまいました。今回の臨時国会では、提出はされませんでしたので、来年1月末からの通常国会において少し時間をかけて水循環基本法の審議がなされる段取りと聞いております。併せて土地を巡っては、様々な問題があるようでございまして、安全保障の観点からも土地利用規制をすべきではないかという動きが高まってきております。これにつきましては、まだ、特命委員会というレベルでございしますが、与党の方で作られております。野党の日本維新の会からも、そういった立法の提案もあるようでございます。こういった問題も含めていよいよ来年以降の通常国会において、法律としても土地の規制、あるいは国土調査について、本格的に議論をしていかななくてはいけないという情勢になってきたのかなと考えております。こういった中で、条例レベルで先行している11道県の動きというものが注目されるわけですが、是非とも長野県におきましても、こういう取組を現実的なものとして役立て得るような、使われるような、意味のあるようなものにしていければと考えております。

そういった背景の中で、是非ともこの専門委員会においても的確で公平な地域指定というものについて、専門的な立場からの委員の皆様のご意見を頂戴して専門委員会として環境審議会に報告をさせていただければと考えております。

委員の皆様方のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局（村田水大気環境課長）】

ここから、設置要綱第5条第1項の規定により、委員長が議長となつていただき、会議の進行をお願いします。よろしくお願いします。

### （3）委員長職務代理者の指名について

【平野委員長】

それでは、設置要綱第5条第3項の規定によりまして、委員長が委員長職務代理者を指名することとされております。地下水を含めた水資源保全の分野において、最も見識の有られる藤縄委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、藤縄委員、よろしくお願いいたします。

### （4）水資源保全地域の指定について

【平野委員長】

それでは、次第に従いまして、審議に入らせていただきます。

まず、（4）の水資源保全地域の指定につきまして、事務局から説明をお願いします。

《資料2～資料6について事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明》

【平野委員長】

水資源保全地域の指定について、資料2から資料6まで一括して説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

【林委員】

保安林の指定につきまして、どのような保安林でしょうか。また、概数で構いませんが、民有林の所有者は、何名ぐらいでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

保安林につきましては、水源涵養保安林でございます。民有林の所有者の概数につきましては、その観点で把握していませんので、はっきりは申し上げられませんが、今回の区域全体の所有者につきましては、15人又は16人であったと記憶しております。

【平野委員長】

他に何かございますか。私の方から事実確認をお願いします。資料の6にあります面積の数字ですが、登記簿面積ですか。それとも、別途、森林計画、森林簿、農地基本台帳等の数字があると思いますが、この数字の出所を教えてください。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

こちらの数字につきましては、小海町からいただきました資料を使いまして計算しております。小海町が所有しているデータを提供いただきましたが、登記簿の数字と一致しているということですので、数字の根拠は、登記簿でよろしいと思います。

【平野委員長】

他に何かございますか。

【北原委員】

資料6の地目別内訳につきまして、宅地や墓地が入っていますが、実際に住んでいるわけではないということによろしいでしょうか。登記簿上、宅地になっているということでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

そのとおりでございます。

【北原委員】

その土地所有者は、小海町の方でしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

主にその下の五箇という集落の方です。墓地もその方々が所有しているものということになります。

【平野委員長】

他に何かございますか。今回、左下から右上に川が流れている地形で、水源が湧水という現場になります。藤縄委員は、この分野がお詳しいと思いますので、教えていただきたいのですが、この場合の集水区域の考え方は、なかなか資料だけからだと判定は難しいかもしれませんが、この集水区域の広がりについての妥当性というものは、専門的な立場からどう判断すればよろしいでしょうか。

【藤縄委員長代理】

先ほどから資料を拝見いたしておりまして、ざっとした計算ですが、年間の降水量が約1メートルで、集水区域が200ヘクタールだとして、どのくらいの湧水量があるかを計算してみましたが、だいたい浸透するのが半分ぐらいであると考えますと、年間の地下水になっている水量は、100万トンぐらいになります。資料3の水源の概要に取水量というものがありまして、日量1,400立方メートルですので、年間で51万トンぐらいになります。先ほどの100万トンに対して51万トン、大体半分ぐらいであり、実はかなりの部分を利用されているということですので、あまり余裕がない場所という判断をした方がよいのかと思

います。

また、分かりにくいのが、取水量が日量 1,400 立方メートル、給水量の実績が日量 454 立方メートルですが、この差は農業用水ということでよいでしょうか。

**【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】**

もちろん農業用水でも使っております。全て給水に回っているわけではないと聞いております。その数字が取水している量よりも少ないということは、湧水を原水とする水道の世界ではよくあることだと言われております。

**【藤縄委員長代理】**

取水量で安全率を考えると確かにこの地域は、保全をした方がよいだろうと思われる場所です。土地利用規制の中身をもう一度確認させていただきたいのですが、資料3の3ページですが、いろんな線が書いてあって、それぞれ何を意味しているか書いてありませんが、先ほど、ご説明がありまして、まず、黒枠で囲んだものが集水区域と判断されていて、黄色の斜線が入っているものが、県有地及び町有地ということによろしいですね。それで、今回、規制をかけたいのが、黄色の斜線が入っている以外の部分ということになりますね。多分、私が営業目的でこの水資源を使いたいと思ったときに、例えば、畑になっている部分というものは、施設を造ることができたり、道路のアクセスもありまして、非常に便利な場所だと映ります。こういう地域は、しっかりと規制をかけていくことは妥当だろうと思います。

先ほど、平野委員長から集水区域がこれでいいのかという話がありまして、私もどういふ範囲を考えたらいいのか資料を見ておりましたが、資料3の5ページに地質図がありまして、この湧水地というのは、ちょうど溶岩が流れ下った先端部分にあります。こういう構造の湧水地というのは、実は非常に多いものです。軽井沢の白糸の滝も溶岩の流れ出た先端が湧水地となっています。また、富士山の周辺の柿田川湧水も溶岩が流れ下った先端が湧水地点となっています。大体溶岩と湧水というものは非常に密接な関係があって、溶岩流というのは、多孔質ですので、地下水が流れやすい、水道になりやすいというふうに分かると、この地点に池の平溶岩というものがあって、この溶岩域辺りがもしかすると水道になっている可能性があって、末端の溶岩が切れたところで湧出しているというふうに分かると、今回の集水区域で囲んだ部分と多少ずれるかもしれませんが、大体一致します。そういう見方もできます。富樫委員も地質のご専門なので、詳しいと思いますが、私は、そういう見方をしました。この区域は、しっかりと規制をかける場所であると判断しました。

**【平野委員長】**

専門のお立場から大変有効なご意見を頂戴いたしました。富樫委員からもコメントをいただけますでしょうか。

**【富樫委員】**

今、藤縄委員からお話があったように、基本的には、この溶岩流を一つの水道にして湧き出している湧水であろうというふうに今いただいている資料では見られます。今回の指定範囲というものは、割合それに沿った形で設定されておりますので、その点は非常に合理的に考えられているのではないかと思います。

**【平野委員長】**

他にご質問、ご意見等何かございますか。

**【北原委員】**

藤縄委員、富樫委員と同じ意見ですが、やはりこの地域は、藤縄委員のおっしゃるとおり水がぎりぎりの状態であるという気がいたします。私も同じように試算しまして、この標高が 1,100 メートルぐらいですと蒸発散量、つまり雨水のうち空中に上がって行ってしまう分が 500 ミリから 550 ミリぐらいといたしますと、降水量の 950 ミリから引いて大体 400 ミリから 450 ミリぐらいが地下水となって涵養される部分であると思います。計画あるいは実績で計算しますと、1 年間に 260 ミリぐらいが実績ですと使われているということになりますので、深部へさらに深く浸透していくものを考えますと、結構ぎりぎりの状態かと思えます。

この範囲も火山性地域なので、どこにどのように水が動いているかよく分かりませんが、やはり溶岩の末端で出るということをおっしゃっていましたが、そのとおりであると思えますので、この指定は非常に有効な指定であるのではないかと思います。

**【平野委員長】**

他に何かございますか。私の方からも一つ確認をお願いします。将来、公有地化を考えておられるという町のご意向のようですが、計画的な公有地化のおおよその期間のイメージ、あるいは当然公有地化するためには、予算が必要になってくるわけですが、そういうものもなかなか基礎自治体では手当が難しいのではないかと思います。これは自治体の考え方なのかもしれませんが、おおよその計画的な公有地化に係るスケジュールの考え方と必要な予算の手当の手法について、現時点で何か分かっているものがあれば、分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

**【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】**

それにつきましては、今回、小海町の方で公有地化を図りたいという意向を持って、そのためにこの水資源保全地域の指定ということでもあります。実際に、林務部の方の補助金を活用して、購入していきたいということでもありますので、本日、森林政策課の方で来ておりますので、森林政策課の方からご説明させていただきます。

**【小林森林政策課森林計画係長】**

林務部で、今年度から水源林公有林化支援事業というものを立ち上げまして、取得経費

の3分の1ですが、市町村に支援をさせていただくという事業をスタートさせています。5年間で、できるだけ公有林化を進めていただくような計画で、今進めさせていただいています。

**【平野委員長】**

それ以外も含めて、全般的に今回の地域指定について、ご質問、ご意見等を頂戴したいと思います。とにかく最初の地域指定ですので、かなり慎重にやっていかなければいけないと思いますが、疑問等ございましたら、どのようなことでも結構ですので、お願いします。

**【織委員】**

各委員のご意見を聞いていまして、ここは、地域指定が必要であるということを痛感いたしました。また、順次、公有地化を進めていくということですので、速やかな地域指定が有意義ではないかと思えます。

**【平野委員長】**

土地を売買等する上で、地域指定されることによる問題も想定しなければいけないと考えますが、土地取引の観点から、宮崎委員の方で何かご意見ございますか。

**【宮崎委員】**

資料6の地目別内訳を見ますと、今回、宅地が114平方メートルであり、特に、住宅の用に供されていないということで、航空写真等を見ましてもおそらく直接的にすぐ取引になるような影響のあるものはないと思います。また、先ほど、意見が出ていました農地の部分がまとまっており、そこには道路等もありますので、その辺の部分については、水源涵養という視点から、規制は必要であると認識しております。その他の土地取引について、今回の地域指定で大きく懸念されるようなことはないというふうに認識しています。

**【林委員】**

溶岩地帯の地下水の流れというものは、非常に複雑であり、これだけの面積で、湧水している箇所がこの1箇所ということですが、両側にある荒倉川と茨沢川の水はどこから来ているのでしょうか。相当高低差があるのでしょうか。

**【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】**

高低差は、実際のところそんなにはありません。台地の部分よりも同じ標高の部分が入り込んでいる、谷になっているということでもあります。また、荒倉川と茨沢川は、表流水を集めている川であります。水源となるような地下水が出てきている川ではありませんので、現地調査に行ったときも、11月下旬でしたので、ほとんど水がない状況でありました。



**【富樫委員】**

今回のこの資料では、湧水という位置付けですので、基本指針を作る時点においては、湧水は地下水なのか、表流水なのかということで、多少議論がありました。この基本指針からすると、湧水は表流水（地表水）に当たりますが、そういうところからすると、例えば、資料5に稜線の状況が図示してあって、全くの表流水であれば、水源を取り囲む稜線の部分でよいということにもなるわけですが、実際上は、溶岩に沿って地下を流れてきた水という性格がありますので、稜線をもう一つ越えて、もう一方の稜線の方までかかる範囲まで設定されています。この辺がもしかしたら疑問に感じる方も出てくるかもしれないというところがあります。そのところは、場合によれば、きちんとした説明が必要かもしれないと感じました。

**【平野委員長】**

説明が必要な部分のところについて、もう少し具体的にご説明をお願いしますか。

**【富樫委員】**

今回の影響範囲として囲われている部分というものは、資料5を見ますと水源を取り囲む稜線よりさらに広く取っています。この取り方自体は、ここの水源は地下水が湧出してきたものという性格からすれば、妥当ですが、基本指針の区分からすると湧水は地表水の扱いとなっていますので、表流水という考え方にのっとるとすると通常考え方よりも今回の場合は広く範囲を取っているということになるかと思います。

**【平野委員長】**

今回は、初回ですので少し集水区域の取り方については、慎重な議論をさせていただきました。小海町の今回の水資源保全地域の指定につきましては、委員の皆様から妥当であるという方向でご意見が出てきたのではないかと考えます。集水区域の考え方については、今後、当然、地区ごとケース・バイ・ケース、あるいは市町村ごとに考え方が違ってくるのではないかと思いますので、出てきた案件について、集水区域の取り方は、特に慎重にご議論いただければというふうに思います。

**【藤縄委員】**

一点だけ補足ですが、資料6の地目別内訳の中に畑が入ってしまっていて、この畑は、どのように利用されているのでしょうか。水源地の上部に農地がある場合には、ドイツでは確実に土地利用の規制がかかります。肥料の使い方についても厳しい規制がかかるのですが、肥料のやり方によっては水源に相当入ってくる可能性があります。実際に八ヶ岳の西麓では相当地下水が硝酸性窒素で汚染されていたりします。手元にデータがないようですので、水質を保全する上でも、やはりここはなるべく早く公有地化をしていただいて、汚染をするような行為に対しては、管理をしていくということが必要だろうと思いますので、そういう観点からも、ここは相応しい場所であると思います。

**【事務局（村田水大気環境課長）】**

今、藤縄委員からのご指摘どおりでございまして、私どもも地下水の汚染で一番多いのが硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染ということで、これは、農業あるいは畜産由来ということになっておりますが、ここの農地につきましては、農地の所有者がここの水を飲んでいるということもありますので、それについては、しっかり町を通して周知を図っていきたいというふうに考えております。

**【平野委員長】**

おおむね、ご意見は出たと思いますが、事務局から他に補足等することはございませんか。

**【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】**

私どもの方で、現在、市町村を訪問してご相談に応じている状況ですが、今回の小海町の案件も最初はもっと狭い範囲で指定しようと思いましたが、基本指針に沿って考えるともっと上流、上の部分まで考えるべきだということで、この195.60ヘクタールになりました。先ほど、藤縄委員や北原委員から降水量から導き出される水量ということでお話がございましたが、ある程度の集水面積というものも重要なポイントになってくるのかなということでありまして、今後、市町村とお話をしていくときに、ここはどのくらい水を取っているのか、それに応じてどのくらいの面積を集水面積として考える必要があるのかといったようなこともあらかじめ考えてお話をしていく必要があるのかなど、見た目の集水区域がかなり急峻であると狭い区域になってしまいますが、水量的には、もう少し、稜線の裏まで考えないといけないような場合もあるというふうに考えて、市町村に対してお話をしていった方がよいのかという辺りはいかがでしょうか。

**【藤縄委員】**

全くそのとおりであると思います。水量的に検討するというのも一つの集水区域、あるいは指定区域を定めるときの判断材料になってきますので、そのとおりでよろしいと思います。

**【平野委員】**

その他、委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、今回の小海町五箇水道水源保全地域の指定について、ご了承いただいたということで、審議を終結したいと思います。

本日の議論の内容を正確に反映し、最終の答申（案）として、長野県環境審議会へ私の方から報告したいと思います。

なお、軽微な字句修正等につきましては、私にご一任していただくことでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

ご了承いただきましたので、そのようにいたします。

**【平野委員】**

最後に、議事の（５）その他になりますが、事務局から説明をお願いします。

《「今後のスケジュール」について事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明》

**【平野委員】**

ありがとうございました。今後スケジュールについて、説明していただきましたが、ご質問等ございませんか。

以上で、すべての議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

#### **4 閉会**

**【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】**

平野委員長ありがとうございました。

本日予定しておりました議事につきまして、無事終了することができました。以上をもちまして、第1回長野県環境審議会水資源保全地域指定専門委員会を閉会いたします。ありがとうございました。